毒物及び劇物取締法に基づくタンクビークル(タンクローリー)に係る 運搬基準の改正について

1. 報告事項

毒物又は劇物の運搬容器として、国際海事機関(IMO)が定めた海上危険物輸送 規定(IMDG Code)(以下「IMDG Code」という。)に適合するタンクビークル (タンクローリー)を国内で受け入れることについて報告する。

2. 現行の規制及び国内・海外の規制状況

- (1) 現行の規制について
 - ① 毒物及び劇物取締法(以下「毒劇法」という。)においては、同法施行令 第40条の2で定める毒物又は劇物(無機シアン化合物たる毒物(液体状 のものに限る。)又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤)を運搬する 場合の容器について、以下の基準を定めている。
 - ② 無機シアン化合物たる毒物及び弗化水素又はこれを含有する製剤を容器 に収納して運搬する場合、その容器の内容積が 2,000 リットル以上の場合 には、内部液体の動揺による車輌の転倒を防止する観点から、容器内部に 防波板を設けることとされている。
- (2) 国内の関係法令である消防法におけるタンクローリーの基準については、「危険物の規制に関する政令」及び「危険物の規制に関する規則」の改正(平成 15 年 12 月)により、国際的な整合性を図る観点から、IMDG Code*に準拠したタンクビークル(タンクローリー)に係る特例を定めたところ(平成 16 年 4 月施行予定)である。

* 危険物を海上輸送する際の容器に係る基準については、国連危険物輸送基準勧告 (RTDG) (現在 12 版 1998 年)に基づき、国連の専門機関である国際海事機関(IMO)が海上 危険物輸送規定 (IMDG Code) を策定している。IMDG Code 自体強制力は持たないが、 IMO 加盟国は IMDG Code を国内法に採り入れることとなっている。

IMDG Code においては、防波板については充填率 (内容積に対する積載割合) が 8 0 % 以上または 2 0 %以下の場合は不要とされている。

3. 改正案

- 我が国における毒劇物の運搬に関しては、従来より、所要の技術的基準等を 定め規制を行ってきたところであるが、IMDG Code に適合した容器により 毒劇物の運搬が行われる場合にあっては、厚生労働省令で定める基準と同等 の安全性を担保することが可能であると考えられること及び国内の関係法 令との整合性を確保する観点から、以下により特例措置を設けることとした い。
- ・ <u>IMDG Code に適合するタンクビークル(タンクローリー)</u>により毒物又は 劇物の運搬が行われる場合にあっては、ポータブルタンク(タンクコンテナ) における特例措置と同様の特例措置を設けることとしたい。

(了)